



福岡県医発第602号（地）

令和3年 5月26日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について

今般、厚生労働省より、各都道府県衛生主管部（局）宛てに別添の通知がなされました。

本件は、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援が下記のとおり行われる旨、お知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【個別接種促進のための財政支援（案）】

1. 診療所における接種回数の底上げを図るため、以下を交付する。
 - ・週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円
 - ・週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円

(※1) 現行の接種費用の原則2,070円/回とは別途で交付。

(※2) 7月末までの期間内のうち、上記の週当たりの回数の要件を満たす週のみを対象。

(※3) 週の考え方は、日曜日から土曜日まで。

(※4) 同一の週を週100以上及び週150以上として重複しない。

(例: 週150回が4週、週100回が2週あった場合、週150回以上のみが要件を満たす。なお、週100回の2週については1.の対象とはならないが、2.の対象にはなり得る。)

2. 医療機関（診療所・病院）が50回以上／日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円を交付する。なお、診療所は、1. の要件を満たさない週に属する日に限る。（同一日に1. と2. の支援の重複は不可）

（※5）日の考え方は、0時から24時まで。なお、24時を跨いで連続した接種を行う場合は、24時以前の日付けの分として回数を計算。

3. 病院が、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、7月末までに4週間以上ある場合には、集団接種会場と同様の扱いとし、2.に加えて、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。

医師：1人1時間当たり7,550円

看護師等：1人1時間当たり2,760円

（※6）週の考え方は1. と同様。

（※7）日の考え方は2. と同様。

（※8）特別な接種体制の確保に携わった医師・看護師等の人数と時間により所要額を算出。

（※9）緊急包括支援交付金の「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と同様の仕組みを活用。

1. ～3. のいずれも「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の7月までの枠組みを活用して実施するものとし、医療機関への交付は都道府県が行う。

なお、当該財政支援の対象期間は、5月10日の週から7月末までとする。

事 務 連 絡
令和3年5月25日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について

希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の新型コロナウイルスワクチンの接種を終えることができるよう、これまでも財政支援策をお示ししてきたところです。

今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行うこととしました。

個別接種に協力して頂く医療機関を更に確保し、希望する高齢者への接種を進めていただくようお願いします。

(別紙)

個別接種促進のための財政支援（案）

1. 診療所における接種回数の底上げを図るため、以下を交付する。
 - ・ 週 100 回以上の接種を 7 月末までに 4 週間以上行う場合には、週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 2,000 円
 - ・ 週 150 回以上の接種を 7 月末までに 4 週間以上行う場合には、週 150 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 3,000 円

(※ 1) 現行の接種費用の原則 2,070 円／回とは別途で交付。

(※ 2) 7 月末までの期間内のうち、上記の週当たりの回数の要件を満たす週のみを対象。

(※ 3) 週の考え方は、日曜日から土曜日まで。

(※ 4) 同一の週を週 100 以上及び週 150 以上として重複しない。
(例：週 150 回が 4 週、週 100 回が 2 週あった場合、週 150 回以上のみが要件を満たす。なお、週 100 回の 2 週については 1. の対象とはならないが、2. の対象にはなり得る。)
 2. 医療機関（診療所・病院）が 50 回以上／日の接種を行った場合には、1 日当たり定額で 10 万円を交付する。なお、診療所は、1. の要件を満たさない週に属する日に限る。(同一日に 1. と 2. の支援の重複は不可)

(※ 5) 日の考え方は、0 時から 24 時まで。なお、24 時を跨いで連続した接種を行う場合は、24 時以前の日付けの分として回数を計算。
3. 病院が、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。）であって、50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成する週が、7 月末までに 4 週間以上ある場合には、集団接種会場と同様の扱いとし、2. に加えて、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。

<u>医師</u>	<u>1 人 1 時間当たり 7,550 円</u>
<u>看護師等</u>	<u>1 人 1 時間当たり 2,760 円</u>

- (※6) 週の考え方は1. と同様。
- (※7) 日の考え方は2. と同様。
- (※8) 特別な接種体制の確保に携わった医師・看護師等の人数と時間により所要額を算出。
- (※9) 緊急包括支援交付金の「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と同様の仕組みを活用。

1. ～ 3. のいずれも「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の7月までの枠組みを活用して実施するものとし、医療機関への交付は都道府県が行う。

なお、当該財政支援の対象期間は、5月10日の週から7月末までとする。

ワクチン接種に係る新たな支援策について

- これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行う。(①～③)

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額：4,319億円(令和2年度三次補正)

<概要>

- ・単価：2,070円／回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外：＋730円、休日：＋2,130円)



【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額：3,439億円(令和2年度三次補正等)

<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等



【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ

- ・週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ ＋2,000円／回
- ・週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ ＋3,000円／回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円／日(定額)を交付。(①とは重複しない)



集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要な費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円

※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い

③「病院」における接種体制の強化

特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上7月末までに4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付